

着工の届出を省略することができる「軽微な工事の取扱い」について

H26.4.1(H27.3.16、H27.9.1、H28.7.1、H28.11.1一部訂正)

- 1 工事と整備の区別（日本消防設備安全センター「消防設備士義務講習用テキスト」）
新設、増設又は移設は、原則として「工事」に該当する。
改修は、新たに設計を要するものについては「工事」に該当し、その他の改修は原則として「整備」に該当する。

2 工事整備対象設備等着工届の省略

工事に該当するもののうち、着工の届出を省略することのできる軽微な工事については、平成9年12月5日消防予第192号「消防用設備等に係る届出等に関する運用について」によるもののほか、長岡市消防本部では次のとおりとする。

(1) 用語の定義

ア 増設

構成機器・装置等の一部を付加することをいう。

（日本消防設備安全センター「消防設備士義務講習用テキスト」）

例：増築に伴い、当該部分に配管を延長してスプリンクラーヘッドを設けたり、感知器の設置等

イ 移設

構成機器・装置等の全部又は一部の設置位置を変えることをいう。

（日本消防設備安全センター「消防設備士義務講習用テキスト」）

例：改築、修繕、模様替え等に伴い、屋内消火栓の設置位置の変更、感知器の設置位置の変更等

ウ 取替え

構成機器・装置等の一部を既設のものと同等の種類、機能、性能等を有するものに交換することをいう。

（日本消防設備安全センター「消防設備士義務講習用テキスト」）

例：故障、劣化等した感知器を同一の種類・感度のものと交換、作動したスプリンクラーヘッドの交換等

(2) 軽微な工事とするもの

種類	増設	移設	取替え
<p>屋内消火栓 (令11条)</p> <p>屋外消火栓 (令19条)</p>	<p>①消火栓箱 →2基以下で既設と同種類のものに限る。 →加圧送水装置等の性能(吐出量、揚程)、配管サイズ及び警戒範囲に影響を及ぼさないものに限る。</p> <p>②配管内を充水しておくための装置 →水槽、充水用加圧装置</p>	<p>①消火栓箱 →同一の警戒範囲内での移設</p> <p>②配管内を充水しておくための装置 →水槽、充水用加圧装置</p>	<p>①加圧送水装置を除く構成部品</p> <p>②配管内を充水しておくための装置 →水槽、充水用加圧装置</p>
<p>スプリンクラー 設備 (令12条)</p>	<p>①ヘッド →5個以下で、既設と同種類のもので、かつ、散水障害がない場合に限る。 →加圧送水装置等の性能(吐出量、揚程)、配管サイズ及び警戒範囲に影響を及ぼさないものに限る。</p> <p>②補助散水栓箱 →2個以下で既設と同種類のものに限る。</p>	<p>①ヘッド →5個以下で防護範囲が変わらない場合に限る。</p> <p>②補助散水栓箱 →同一警戒範囲内での移設</p>	<p>加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品</p>

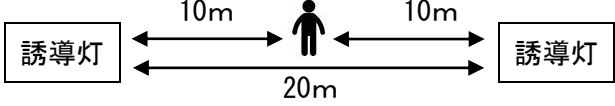
種類	増設	移設	取替え
水噴霧消火設備 (令13条)	<p>①ヘッド →既設と同種類のもの →1の選択弁において5個以内 →加圧送水装置等の性能(吐出量、揚程)、配管サイズ及び警戒範囲に影響を及ぼさないものに限る。</p>	<p>①ヘッド →1の選択弁において2個以内</p> <p>②手動起動装置 →同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。</p>	<p>加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品</p>
泡消火設備 (令15条)	<p>①ヘッド →既設と同種類のもの →1の選択弁において5個以内 →加圧送水装置等の性能(吐出量、揚程)、配管サイズ、泡混合装置、泡消火剤貯蔵量等の能力に影響を及ぼさないものに限る。</p>	<p>①ヘッド →1の選択弁において5個以下で警戒区域の変更のない範囲</p> <p>②手動起動装置 →同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。</p>	<p>加圧送水装置(制御盤を含む)、泡消火剤混合装置、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品</p> <p>「PFOSを含有する消火薬剤」(平成22年消防予第416号)他の薬剤を補充(混合)する場合、初回は軽微な工事、次回以降は整備。全量の場合は整備(ヘッドとの適合性に注意が必要です)。</p>

種類	増設	移設	取替え
二酸化炭素 消火設備、 ハロゲン化物 消火設備、 粉末消火設 備 (令16,17、 18条)	①ヘッド・配管（選択弁の二次側に限る） →既設と同種類のもの →5個以下で薬剂量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ②ノズル →既設と同種類のもの →同一室内に限る。 ③移動式の消火設備 →既設と同種類のもの →同一室内に限る。 ④制御盤、操作盤等の電気機器 起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパ-閉鎖装置、ダンパ-復旧装置 →既設と同種類のもの →同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。	①ヘッド・配管（選択弁の二次側に限る。） →5個以下で放射区域の変更のない範囲 ②ノズル →5個以下で放射区域の変更のない範囲 ③移動式の消火設備 →同一室内に限る。 ④制御盤、操作盤等の電気機器 起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパ-閉鎖装置、ダンパ-復旧装置 →同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。	すべての構成部品 →放射区画に変更のないものに限る。 ※「消防用設備等に係る執務資料の送付」（消防庁予防課平成22年3月31日事務連絡）不活性ガス消火設備等の容器弁の安全性の確保に係る点検における消火剤再充填、容器弁交換は消火剤の詰替えと同様であり、令36条の2第2項に定める「整備」に該当する。→日本消火装置工業会：仕様の異なるものに交換する場合は工事となりますが、そうでない場合は消防庁事務連絡のとおり「整備」であり、「着工届」、「設置届」は必要ありません。 (H22.10.14/H24.9.12 日消装発第24-25)
動力消防ホ ンブ (令20条)	該当なし	該当なし	該当なし

種類	増設	移設	取替え						
自動火災報知設備 (令21条)	①感知器 →既設と同種類のもの →10個以下	①感知器 →10個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	①感知器 →10個以下 ※感知器のベースを触らないで同種類のものに取替える場合は「補修」に該当し、着工届や甲種消防設備士の資格は不要です。(消防設備安全センター 月刊フェスク 平成27年3月号)						
	②発信機、ベル、表示灯 →既設と同種類のもの →同一警戒区域に限る。	②発信機、ベル、表示灯 →同一警戒区域内に限る。	②受信機、中継器 →7回線を超えるものを除く。						
	③副受信機(表示機)	③副受信機(表示機)	③発信機、ベル、表示灯 ④副受信機(表示機)						
	※出入口扉等の解錠装置の取付は整備に該当する。 (消防設備安全センター 月刊フェスク 平成27年7月号)								
	<p>火災通報装置と連動させる場合の取扱い</p> <p>点検時の誤報を防ぐため、自動火災報知設備の受信機と火災通報装置との間に、解除中であることを自動で表示できる解除スイッチを設けてください。</p> <p>日本消防設備安全センター「消防設備士講習用テキスト」において、「消防機関へ通報する火災報知設備を自動火災報知設備との連動起動とする場合に連動停止スイッチ箱の機器等を取り付ける工事は、工事とする。」とされていることから、甲種第4類の消防設備士が行ってください。長岡市消防本部では、この工事については自動火災報知設備の着工及び設置届けを不要とします。ただし、火災通報装置の設置届けを必要(着工届けは不要とします。)とし、現地で検査を行います。</p> <p>配線工事は甲種第4類の消防設備士が行い、連動停止スイッチ箱を別箱で設置する場合の電源は、受信機から供給してください。受信機から電源供給ができない場合は火災通報装置から供給することができます。 (平成26年3月28日消防予第118号)</p> <p>★自動火災報知設備の受信機及び発信機に連動することの表示をしてください。 受信機 地：黄色 文字：黒色 発信機 地：黄色 文字：黒色</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">← 10 cm以上 →</td> <td style="width: 50%;">← 4 cm以上 →</td> </tr> <tr> <td style="background-color: yellow;">119番に直結しています。 点検時、連動を解除してください。</td> <td style="background-color: yellow;">119番直通</td> </tr> <tr> <td>3 cm 以 上</td> <td>1 cm 以 上</td> </tr> </table>			← 10 cm以上 →	← 4 cm以上 →	119番に直結しています。 点検時、連動を解除してください。	119番直通	3 cm 以 上	1 cm 以 上
← 10 cm以上 →	← 4 cm以上 →								
119番に直結しています。 点検時、連動を解除してください。	119番直通								
3 cm 以 上	1 cm 以 上								

種類	増設	移設	取替え						
ガス漏れ火災警報設備 (令21条の2)	①検知器 →既設と同種類のもの →5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	①検知器 →5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	受信機を除く。						
漏電火災警報器 (令22条)	該当なし	該当なし	該当なし						
火災通報装置 (令23条)	該当なし	該当なし	ROMの書き換え(町名変更等に伴う通報メッセージの変更)						
	<p>自動火災報知設備と連動させる場合の取扱い</p> <p>点検時の誤報を防ぐため、自動火災報知設備の受信機と火災通報装置との間に、解除中であることを自動で表示できる解除スイッチを設けてください。</p> <p>日本消防設備安全センター「消防設備士講習用テキスト」において、「消防機関へ通報する火災報知設備を自動火災報知設備との連動起動とする場合に連動停止スイッチ箱の機器等を取り付ける工事は、工事とする。」とされていることから、甲種第4類の消防設備士が行ってください。長岡市消防本部では、この工事については自動火災報知設備の着工及び設置届けを不要とします。ただし、火災通報装置の設置届けを必要(着工届けは不要とします。)とし、現地で検査を行います。</p> <p>〔配線工事は甲種第4類の消防設備士が行い、連動停止スイッチ箱を別箱で設置する場合の電源は、受信機から供給してください。受信機から電源供給ができない場合は火災通報装置から供給することができます。〕</p> <p>(平成26年3月28日消防予第118号)</p> <p>★自動火災報知設備の受信機及び発信機に連動することの表示をしてください。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> 受信機 地：黄色 文字：黒色 ← 10 cm以上 → </td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> 発信機 地：黄色 文字：黒色 ← 4 cm以上 → </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> <div style="background-color: yellow; padding: 5px; border: 1px solid black;"> 119番に直結しています。 点検時、連動を解除してください。 </div> </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> 3 cm 以 上 </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> <div style="background-color: yellow; padding: 5px; border: 1px solid black;"> 119番直通 </div> </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> 1 cm 以 上 </td> </tr> </table>			受信機 地：黄色 文字：黒色 ← 10 cm以上 →		発信機 地：黄色 文字：黒色 ← 4 cm以上 →	<div style="background-color: yellow; padding: 5px; border: 1px solid black;"> 119番に直結しています。 点検時、連動を解除してください。 </div>	3 cm 以 上	<div style="background-color: yellow; padding: 5px; border: 1px solid black;"> 119番直通 </div>
受信機 地：黄色 文字：黒色 ← 10 cm以上 →		発信機 地：黄色 文字：黒色 ← 4 cm以上 →							
<div style="background-color: yellow; padding: 5px; border: 1px solid black;"> 119番に直結しています。 点検時、連動を解除してください。 </div>	3 cm 以 上	<div style="background-color: yellow; padding: 5px; border: 1px solid black;"> 119番直通 </div>	1 cm 以 上						

種類	増設	移設	取替え
非常ベル 自動式サイレン (令24条)	①ベル、サイレン、起動装置、 表示灯 →既設と同種類のもの →各2個以下	①ベル、サイレン、起動装 置、表示灯 →各2個以下	①ベル、サイレン、起動装置、表 示灯 →既設と同種類のもの →各2個以下
放送設備 (令24条)	①スピーカー →既設と同種類のもの でアンプ性能に支障のない場 合に限る。 →同一報知区域に限る。 →5個以下	①スピーカー →同一報知区域内でア ンプ性能に支障のない 場合に限る。 →5個以下	①スピーカー →既設と同種類のもの でアンプ性能に支障のない場 合に限る。 →5個以下
避難器具 (令25条) (金属製避難は しご(固定式の ものに限る。)) (救助袋) (緩降機) (ハッチ式)	該当なし	①本体・取付金具 →同一階に限る。 →設置時と同じ施工 方法に限る。	①標識 ②本体・取付金具 →設置時と同じ施工 方法に限る。
避難器具 (令25条) (固定式の金属 製避難はしご を除く)	該当なし	該当なし	①標識 ②本体・取付金具 →既設と同種類で設置時と 同じ施工方法に限る。
すべり台、 避難橋、そ の他の避難 器具 (令25条)	該当なし	該当なし	該当なし

種類	増設	移設	取替え
誘導灯 (令26条)	①本体 →避難通路、避難口の変更を伴わない場合又は査察員が現場を確認している場合に限る。 →3個以下	①本体 →避難通路、避難口の変更を伴わない場合又は査察員が現場を確認している場合に限る。 →3個以下	①本体 →既設と同じ性能、設置状況に限る。
			<p>平成11年9月30日以前は、型(大・中・小型)を問わず、歩行距離10m以内に誘導灯の設置(20m間隔)が必要でした。(以下「旧基準」という。)</p>  <p>平成11年10月1日以降、等級(A、B、C級)ごとに有効範囲が規定されたことから(以下「新基準」という。)、 ①又は②に該当する場合は軽微な工事ではなく、検査を要するものとします。</p> <p>①旧基準から新基準への取替え又は移設する際に新基準に取替える場合で、A級又はB級としなければならない防火対象物又はその部分の場合(取替え後において有効範囲を満たしているかを確認する必要があります。)</p> <p>②旧基準から新基準への取替え又は移設する際に新基準に取替える場合で、有効範囲が20m以下のものにする場合(取替え後において有効範囲を満たしているかを確認する必要があります。)</p>
排煙設備 (令28条)	該当なし	該当なし	該当なし
非常コンセント設備 (令29条の2)	該当なし	該当なし	①コンセント、保護箱 →既設と同種類のもの

種類	増設	移設	取替え
無線通信補助設備 (令29条の3)	該当なし	該当なし	該当なし
連結散水設備 (令28条の2)	該当なし	該当なし	①すべての構成部品 →既設と同種類のもの
連結送水管 (令29条)	該当なし	該当なし	①加圧送水装置、減圧弁等圧力調整装置及び起動装置を除くすべての構成部品 →既設と同種類のもの
各設備の非常電源	該当なし	該当なし	既設と同種類で能力が同等以上のもの

(3) よくある質問（長岡市消防本部の取扱い）

ア 消火栓の取外し、再取付け

Q：内装等の模様替えで工事の支障となるため、消火栓箱を一時的に取外し、工事後に元に復する場合、着工届等は必要ですか。

A：消火栓箱の取替えがなく、かつ、既存配管の加工等がない場合は補修の範囲とし、着工及び設置届けは不要としています。

イ 同一の警戒範囲内の消火栓の移設

Q：軽微な工事において、同一の警戒範囲内の移設とありますが、移設すれば警戒範囲が必ず変わると思います。どのような場合ですか。

A：消火栓の数が1の場合は、移設しても未警戒が生じず、消火栓の増設の必要がない場合です。増設が必要な場合は、水源の容量及び加圧送水装置の性能、配管の摩擦損失等の再計算が必要なため、着工届けを必要とします。

A：消火栓の数が複数あり、他の消火栓の有効範囲と重なっている部分であり、当該消火栓を移設した場合においても未警戒が生じない場合です。

ウ 配管内を常時水で満たしておくための水槽の取替え

Q：屋上に設置されている充水用の水槽が腐食してきたので取替えます。水槽の容量が変わりますが、軽微な工事に該当しますか。

A：軽微な工事として取扱い、着工届けは不要としています。

水槽の容量は、次のとおりとしてください。

1. 専用の水槽とする場合

1号消火栓の場合は、0.5立方メートル以上、その他の消火栓の場合は0.3立方メートル以上としてください。ただし、当該水槽の水位が低下した場合に自動的に給水できる装置を設けた場合は、0.2立方メートル以上としてください。

2. 兼用水槽の容量

スプリンクラー設備と兼用する場合は1立方メートル以上、スプリンクラー設備以外の設備と兼用する場合は、0.5立方メートル以上としてください。ただし、当該水槽の水位が低下した場合に自動的に給水できる装置を設けた場合は、0.2立方メートル以上としてください。

エ スプリンクラーヘッドの一時取外し、再取付け

A：天井材の塗装替え、クロス張替え、照明器具の修理等のために一時的にスプリンクラーヘッドを取外して配管にメクラキャップをし、工事後に取外したヘッドを再取付けする場合、着工届等は必要ですか。

Q：補修の範囲とし、着工及び設置届けは不要としています。

オ 耐震工事等で天井材を張り替える場合のスプリンクラーヘッド

Q：耐震補強工事のために既存の天井を撤去します。スプリンクラーヘッドの配管はフレキシブルメタルホースなので接続替え等する必要はありません。そのまま新設の天井に設置します。着工届等は必要ですか。

A：配管の変更及び接続替えがないものの、工事の規模から補修の範囲とすることは適当ではありません。また、耐震の措置を確認する必要があるため、ヘッドの数が5個以下の場合は軽微な工事として取扱い、5個を超える場合は着工届けを必要としています。

カ 耐震工事等における自動火災報知設備の感知器の一時取外し、再取付け

Q：耐震補強工事のために既存の天井を撤去します。感知器及び配線を一時的に取外し、再度、新設の天井に取付けます。着工届等は必要ですか。

A：次のすべてを満たす場合で、感知器の数が10個以下の場合には軽微な工事の取扱いとしています。

①天井高さに変更がないこと。

（取付高さの変更に伴う感知器の警戒面積に変更がない場合をいいます。）

②感知器の数に増減がないこと。

③取付位置の変更がないこと。

キ 自動火災報知設備の感知器の取替えにおける同等の種類、機能、性能

（ア）Q：「熱から煙」、「煙から熱」へ取替える場合

A：同等の種類に該当しません。

事前に、建物の用途、避難上又は消火活動上有効な開口部の有無（有窓・無窓）、取付場所の適応性について確認する必要があることから、個数を問わず着工届けを必要としています。

（イ）Q：「熱から熱」、「煙から煙」へ取替える場合

A：取替える感知器の有効面積が取替え前と同じ、又は取替える前以上である場合は、同等の種類、機能、性能を有するものとし、その個数が10個以下の場合には軽微な工事の取扱いとしています。

A：差動式スポット型Ⅱ種から差動式スポット型Ⅱ種への取替えなど、同じものへの取替えで、感知器のベースを触らないで取替える場合は補修の範囲とし、着工及び設置届けは不要としています。【甲種消防設備士の資格は不要です。（消防設備安全センター 月刊フェスク 平成27年3月号）】

ク 自動火災報知設備の感知器の一部撤去

Q：間仕切り壁の撤去に伴い、他の感知器で有効に警戒できることから感知器の一部を撤去します。着工届等は必要ですか。

A：軽微な工事の取扱いとすることのできる増設、移設、取替工事に該当しません。改造に該当し、着工届けを必要とします。

ケ 自動火災報知設備の全部撤去

Q：建物の用途が変更になり、自動火災報知設備の設置義務がなくなりました。維持することが困難なので一式を撤去します。着工届等は必要ですか。

A：一式を撤去する場合、届出は不要です。

自動火災報知設備の設置義務がなくなっても、非常警報設備の設置義務が残る可能性があります。撤去する前に管轄の消防署に相談してください。